

骨太方針2017、改革工程表の事項の取組状況について

【(7)薬価制度の抜本改革】

項目 ()内は改革工程表の項目番号	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>・薬価制度の抜本改革に向けた基本方針(③③) 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」(平成28年12月20日)に基づき、効能追加等に伴う市場拡大への対応、毎年薬価調査・薬価改定、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のゼロベースでの抜本的見直し、費用対効果評価の本格導入などの薬価制度の抜本改革等に取り組み、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し、国民が恩恵を受ける「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を実現する。</p>	<p>薬価制度の抜本改革については、中央社会保険医療協議会において、平成29年1月から9月まで計13回に渡り、以下の論点ごとに議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効能追加等に伴う市場拡大への対応 ・改定年の間の年の薬価調査・薬価改定 ・新薬創出等加算の在り方 等 	<p>引き続き中央社会保険医療協議会等において議論を行い、平成29年末までに結論を得る。</p>

<p style="text-align: center;">項目 ()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況 【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針 【厚生労働省】</p>
<p>・革新的新薬の評価、長期収載品の薬価の在り方 (31)</p> <p>また、画期性、有用性等に応じて薬価を設定し、創薬投資を促す一方、類似薬と比べて画期性、有用性等に乏しい新薬については、革新的新薬と薬価を明確に区別するなど、薬価がより引き下がる仕組みとする。革新的新薬を評価しつつ、長期収載品の薬価をより引き下げること、医薬品産業について長期収載品に依存するモデルから高い創薬力を持つ産業構造に転換する。</p>	<p>○ 革新的新薬の評価については、平成29年6月14日、28日の中央社会保険医療協議会においてそれぞれ以下の論点を提示して議論を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収載時の薬価算定または既収載品の薬価改定時における薬価上のイノベーション評価 ・ 新薬創出等加算の対象医薬品、対象企業についてどう考えるか 等 <p>長期収載品の薬価の在り方については、平成29年5月31日の中央社会保険医療協議会において以下の論点を提示して議論を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品への置換えが進まない既収載品の薬価の在り方についてどう考えるか ・ 長期収載品に依存しないモデルのための方策についてどう考えるか 等 	<p>引き続き中央社会保険医療協議会等において議論を行い、平成29年末までに結論を得る。</p>

<p style="text-align: center;">項目 ()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況 【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針 【厚生労働省】</p>
<p>・後発医薬品の薬価の在り方(29) メーカーが担う安定供給などの機能や後発医薬品産業の健全な発展・育成に配慮しつつ、後発医薬品の価格帯を集約化していくことを検討し、結論を得る。</p>	<p>後発医薬品の薬価の在り方については、平成29年4月26日の中央社会保険医療協議会において以下の論点を提示して議論を開始。 ・後発医薬品の価格帯についてどう考えるか 等</p>	<p>引き続き中央社会保険医療協議会等において議論を行い、平成29年末までに結論を得る。</p>
<p>・薬価調査の公表範囲の拡大(34) また、薬価調査について、個別企業情報についての機微情報に配慮しつつ、卸売業者等の事業への影響を考慮した上で、公表範囲の拡大を検討する。</p>	<p>関係者から意見を聴取し、具体的な公表範囲について検討中。</p>	<p>関係者と調整の上、卸売業者等が行う価格交渉等の取引への影響を考慮した上で可能な部分について公表事項を拡大する。</p>

<p style="text-align: center;">項目 ()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況 【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針 【厚生労働省】</p>
<p>・医薬品の流通改善(34) 安定的な医薬品流通が確保されるよう、経営実態に配慮しつつ、流通の効率化を進めるとともに、流通改善の推進、市場環境に伴う収益構造への適切な対応を進める。</p>	<p>後発医薬品の数量シェア80%に向けた流通量の増加などの環境変化に対応し、流通体制を持続可能なものとするための流通改善について医療用医薬品の流通改善に関する懇談会で検討中。</p>	<p>引き続き安定供給に必要な流通改善を進めるとともに、適切な価格形成を促進するための単品単価契約の推進、早期妥結の促進について効果的な施策を検討。</p>
<p>・かかりつけ薬剤師・薬局の推進(36) 患者本位の医薬分業の実現に向け、かかりつけ薬剤師・薬局が地域における多職種・関係機関と連携しつつ、服薬情報の一元的・継続的な把握等、その機能を果たすことを推進する。そのための方策の一つとしてICTによる情報共有(あらゆる薬局で活用可能な電子版お薬手帳等)を推進する。</p>	<p>平成28年度に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するための指標(KPI)として、「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」の定義及び数値の把握方法を検討した。</p> <p>平成28年度からの予算事業として、「患者のための薬局ビジョン推進事業」においてテーマ別モデル事業を実施しており、メニューの1つに電子版お薬手帳の活用を推進する事業を設定している。また、各都道府県の取組について情報共有及び議論を行うワークショップを開催し、先進・優良事例の横展開を促している。</p>	<p>進捗状況の把握のために、薬局が都道府県知事に報告する事項の省令改正を公布したところであり、平成31年内に都道府県の受付システムが整い次第、把握予定。</p> <p>平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。また、電子版お薬手帳だけでなく、ICTを活用した情報共有を推進するメニューへと発展させるとともに、先進・優良事例の横展開を目指した地域ブロックごとの会議等を予定している。</p>

<p style="text-align: center;">項目 ()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況 【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針 【厚生労働省】</p>
<p>・調剤報酬の評価の適正化(37) 調剤報酬については、薬剤の調製などの対物業務に係る評価の適正化を行うとともに、在宅訪問や残薬解消などの対人業務を重視した評価を、薬局の機能分化の在り方を含め検討する。これらの見直しと併せて、様々な形態の保険薬局が実際に果たしている機能を精査し、それに応じた評価を更に進める。</p>	<p>調剤報酬の評価について、平成29年3月29日の中央社会保険医療協議会において、以下の論点を提示して議論を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者本位の医薬分業を実現するために、前回の診療報酬改定の影響を検証した上で、累次にわたる調剤報酬の抜本的見直しを継続するべく、薬局の機能に応じた評価のあり方などについて、どう考えるか。 <p>また、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施。</p>	<p>引き続き中央社会保険医療協議会において議論を行い、平成30年度調剤報酬改定を実施。</p>
<p>・生活習慣病治療薬等の処方(27)() 高齢者の生活習慣病治療薬等の重複投薬や多剤投与を含む処方の在り方について検討し、国内外の調査を踏まえ、ガイドラインの作成を含め、適正な処方に係る方策の検討を進める。</p>	<p>生活習慣病の重症化予防と医学管理について、平成29年3月29日の中央社会保険医療協議会において、以下の論点を提示して議論を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医を中心とした多職種との連携による効果的な医学管理等の推進 ・ 医療機関と保険者・自治体等の予防事業との情報共有の推進 <p>に資する評価のあり方について、どのように考えるか 等</p> <p>【高齢者の重複投薬や多剤投与について】 高齢者医薬品適正使用検討会を本年4月に設置し、8月には中間とりまとめとして検討課題と今後の進め方について整理した。検討会の下にワーキンググループを設置し、9月からガイドライン作成作業に着手。</p>	<p>生活習慣病治療薬の処方の在り方について、引き続き検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬上の対応については、外来での生活習慣病管理の在り方について、中央社会保険医療協議会において議論を行い、平成30年度診療報酬改定を実施。 ・ また、高齢者の重複投薬や多剤投与については、引き続き、ガイドラインの作成に向けて検討。(最終とりまとめは平成30年度末を予定)

<p style="text-align: center;">項目 ()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況 【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針 【厚生労働省】</p>
<p>・後発医薬品の使用促進(28) 2020年(平成32年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。</p>	<p>後発医薬品の使用割合は進んできているが、80%目標達成に向けこれまで以上の対応が必要。薬剤数量の大きな地域で後発医薬品の使用が進んでいないなど、都道府県間で後発医薬品の使用割合に大きなばらつきが見られるため、より効果的な使用促進策を検討。</p> <p>(最近の取組) 後発医薬品の品質確認検査を順次行うとともに、医療用医薬品最新品質情報集(ブルーブック)の公表を開始(H29.3)。 日本健康会議(H29.8)において「健康なまち・職場づくり宣言2020」の達成状況を公表。 全保険者の取組目標である宣言8『品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用動奨など、使用割合を高める取り組みを行う』の達成状況 …今年度429保険者(昨年度:262保険者) 医療保険者による取組を促すため平成30年度からの医療保険者の各インセンティブ制度の指標に共通して後発医薬品の使用促進に係る指標を取り入れる。</p>	<p>(全国的な取組の推進) 品質に対する信頼性確保のため、後発医薬品の品質確認検査品目数の拡大やブルーブックの作成・公表の継続等を進める。 ・診療報酬上の使用促進策については、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で議論を行い、議論を踏まえて、診療報酬改定を実施する(これに先立ち、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施)。</p> <p>(都道府県間の地域差の分析と取組) 後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施していく。 あわせて、都道府県ごとに策定する第3期の医療費適正化計画(2018~2023年度)の目標に後発医薬品の使用割合を盛り込むとともに、例えば保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用して都道府県や医療保険者等が医療機関等に対して働きかけを行うといった現場の取組を促していく。</p>